

鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金交付要綱

制定 令和5年7月21日第202300102863号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナや国家間紛争、円安等目まぐるしく変化する国際情勢等に柔軟に対応するため、県内製材加工事業者、県内木材団体、プレカット加工事業者が取り組む生産技術や品質管理の向上又は製品試作等を支援し、県産材の安定供給、業務の効率化、新製品開発、コスト削減等を推進することで、県産材の利用拡大、県内木材産業を活性化することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製材加工事業者 原木を製材できる製材機を有し、製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）、優良木質建材等認証（優良木質建材等認証規程（公益財団法人日本住宅・木材技術センター平成7年4月10日 住木技発7第57号）第6条の認証をいう。）、国土交通省の大臣認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条第2号の認定をいう。）のいずれか一つ以上を取得している県内事業者をいう。
- (2) 木材団体 主として製材加工事業者で構成され、製材品の品質確保や生産技術指導業務に携わる県内団体をいう。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額と同表の第5欄に掲げる上限額のいずれか低い額とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
 - 4 別表1の第2欄に掲げる者が補助事業を実施するために受けられる補助の回数は、年度内に1回限りとする。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、毎年12月28日（休日の時は直前の平日）までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(事業計画の審査)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、交付目的に即した事業計画であるかを審査する。
2 審査は別表2の審査項目に基づき、森林・林業振興局県産材・林産振興課が行う。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
3 知事は、第5第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業に係る本補助金の増額変更以外の変更とする。
2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第4号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(額の確定)

第10条 規則第18条第1項に規定する額の確定は、様式第5号によるものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の提出先)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、森林・林業振興局県産材・林産振興課に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行し、施行日から適用する。

別表1 (第4条)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費		4 補助率	5 上限額
技術向上ト ライアル支 援事業	製材加工事 業者、木材 団体、プレ カット加工 事業者	生産技術・品 質管理の向 上、製品試 作等に必要 な資機材の 購入経費 (ただし、 燃料を除 く。)	消耗品費、 備品費	1/2	250千円

- (1) すべての対象品目は新品とする。
- (2) 資機材は目的を達成するために必要な必要最小限の数とする。
- (3) 原木・製材品の購入経費については原則として認めないが、破壊を必要とする試験を行う場合に限り経費として認める。
- (4) その他については森林・林業振興局県産材・林産振興課で申請毎に審査・判断する。

別表2 (第6条)

審査項目	内 容
目 的	事業実施主体の生産技術や品質管理の向上、製品開発等に役立つ取組か
調達品目	資機材の種類や数量は適正か
事 業 費	事業費は妥当か
他の補助事業との重複	他の補助事業との二重補助になっていないか

様式第1号(第5条、第9条関係)

令和 年度鳥取県技術向上トライアル支援事業計画(報告)書

1 購入する資機材

資機材の名称	商品名・型式・規格等	数量※	単位

※【事業計画書】機械器具は原則としてカタログ等を添付すること(試験体を除く)

2 事業目的

3 事業計画(実績)

※期待する効果などはこれまでとの違いを含めて記載すること。

※実績は、事業の実施状況が分かる写真や計測結果などの資料を添付すること(別紙記載可)。

4 他の補助金の活用の有無(有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

※実績報告書ではこの項目は不要。

5 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

※消費税の取り扱いについて、該当するいずれかに○をしてください。

※仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる補助事業以外の場合については、記載しなくてもよい。

※実績報告書ではこの項目は不要。

6 担当者連絡先

担当者氏名			
電話		ファクシミリ	
メールアドレス			

様式第2号 (第5条、第9条関係)

令和 年度鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金収支予算 (決算) 書

1 収支予算 (決算)

(1) 収入

(単位:円)

区分	予算額	(決算額)	(差引増減)	備考
本補助金				
自己資金				
その他 ()				
計				

(2) 支出

(単位:円)

区分	予算額	(決算額)	(差引増減)	備考
消耗品費				
備品費				
計				

(注1) 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

(注2) 実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

2 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

様

職 氏 名

令和 年度鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

担当 連絡先

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県技術向上トライアル支援事業」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 算定基準額 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

5 使途の報告

本補助金の使途について報告を求められた場合には協力しなければならない。

様式第4号（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

職 氏 名 様

所在地
名称
代表者

令和 年度鳥取県技術向上トライアル支援事業仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号により交付決定通知があった令和 年度鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金について、鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額
（年 月 日付第 号による通知額） | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
- 5 添付資料
- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

職氏名

年度鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付第 号で交付決定し、令和 年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき通知します。

（担当・連絡先）

記

（単位：円）

交付決定額	確定額	既支払額	精算払額